



外国人の不法就労防止にご協力を！

◎不法就労とは？

密入国者、在留期限失効者、観光目的の短期滞在者、強制退去命令を受けた者が働く場合のほか、難民認定中の人が許可なく働いたり、留学生が許可された時間を超えて働く場合も含まれます。

このような状況が認められた際は、警察署への情報提供をお願いします。

不法就労をさせたり不法就労を
あっせんした場合は

3年以下の拘禁刑または
300万円以下の罰金です

外国人を雇用する際には必ず在留
カードを確認して下さい。



ポリスワークセミナー

★ポリスワークセミナー

日時 7月5日(土)

10:00~11:00

対象 4月1日現在で

15歳以上34歳以下の方

★インターンシップ

日時 7月23日(水)

9:00~13:00

対象 現役高校生

専門学校生

短大生・大学生・大学院生



どちらも

東入間警察署

での開催です！

申込みや詳細は

東入間警察署

警務課まで！

049-269-0110

(内線 211,213)



富士見交番事件簿

4月16日から5月15日まで

富士見交番の主な扱い

- 万引き 26件
- 自転車盗 6件
- 車上ねらい 5件
- 詐欺 3件
- 無銭飲食 3件

